

「暮らしのサポートセンター」

こま
このようなことでお困りではありませんか？

ふくし りよう
福祉サービスの利用のこと

- サービスを使いたいけど、どこに聞いたらいいの？
- 利用の仕方が難しく、どう進めたら良いの？



にちじょうてき きんせんかんり
日常的な金銭管理のこと

- お金の管理が心配…。
- 銀行に行ってお金をおろしたいけど、自信がなくて誰かに相談したい。



たいせつ つうちょう しょるい
大切な通帳や書類のこと

- 銀行の通帳や年金証書など、大切な書類をいつもどこにおいたか分からなくなる…。
- 郵便物がたくさんくるけど、細かい字で難しくよくわからない…。



と あ さき はっこう
問い合わせ先・発行

しゃかいふくしほうじん ちくしのししゃかいふくしきょうぎかい
社会福祉法人 筑紫野市社会福祉協議会

暮らしのサポートセンター担当

〒818-0013

ちくしのしおかだ
筑紫野市岡田三丁目11-1

ちくしのしそごうほけんふくし
筑紫野市総合保健福祉センター「カミーリヤ」内

でん わ
電話 (092) 920-8008

FAX (092) 920-8033

じぎょう しゃきょうかいいんかい ひおよ きふ きんとう じっし
この事業は、社協会員会費及び寄付金等により実施しています。

しゅるい
サービスの種類

① **福祉あんしん相談 (無料)**

- 福祉サービス利用についての情報提供、助言をします。
- 福祉サービス利用についての苦情解決制度の利用援助をします。
- 福祉に関するお困りごとを持つ市民の方の相談に応じます。



② **手続き代行サービス (会員対象・有料)**

- 福祉サービス利用料・公共料金・医療費・家賃などの支払いをします。
- 年金・福祉手当の受領に必要な手続きをします。
- 日常生活に必要な預貯金の払戻しをします。



利用料 1,000円 (月額)

③ **財産保全サービス (会員対象・有料)**

- 年金証書、定期預金などの通帳、銀行印、実印、不動産の権利証、契約書類、保険証書を金庫へ預かり保管します。
- ※財産の保管のみとなり、財産の運用管理はできません。
- ※宝石・貴金属・書画・骨董品等はお預かりできません。



利用料 6,000円 (年額)

②③のサービスについては、**高齢や障がい等により適切な判断が困難で、下記に該当する方が利用できます。**

◆筑紫野市に在住する筑紫野市社会福祉協議会の
賛助会員以上の方 1口 2,000円以上 (※年度更新)

◆65歳以上の方
 身体障がいの方
 知的障がいの方
 精神障がいの方
 難病疾患の方
 その他社会福祉協議会会長が認めた方

※このサービスを利用する意思があり、必要な契約内容について理解できる方が対象となります。

※施設や病院に入所・入院された場合でもご利用できます。

②③のサービス利用までに必要な流れ

相談

- ご本人以外でも、家族など身近な方、福祉サービス事業者、民生委員など、どなたでも構いません。
- プライバシーに配慮し、相談内容の秘密は守ります。
- ※お電話でも構いません。



訪問面接

- 担当者が訪問し、困りごとなどをお聞きします。そして、お手伝いできるサービスについて説明します。また、契約の意思、契約能力の確認をします。



支援計画の作成・契約

- ご本人の希望を確認しながら担当者が支援計画を作ります。この計画で承諾をいただければ、筑紫野市社会福祉協議会「暮らしのサポートセンター」と契約します。
- 契約能力の確認が難しい場合は、「(★)運営審議会」で審査します。



支援開始

- 支援計画に沿って、サービスを提供します。
- ※**ここから利用料が発生します。**



(★)運営審議会

医師・弁護士・福祉関係者などの専門家でご構成されており、契約能力の確認が必要な場合、専門的な立場で契約可否等を審査します。